

平成15年9月4日(木曜日)第3回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせら		
犬飼一好	ぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長
	事務局職員出席者		
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第3回定例会

平成15年9月4日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 議第37号 表彰について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 認第 1号 平成14年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 9 認第 2号 平成14年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 10 議第38号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 11 議第39号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 12 議第40号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 13 議第41号 平成15年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 14 議第42号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 15 議第43号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ” 16 議第44号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 17 議第45号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- ” 18 議第46号 寒河江市法定外公共物管理条例の制定について
- ” 19 議第47号 損害賠償の額を定めることについて
- ” 20 議第48号 字の区域及び名称の変更について
- ” 21 請願第3号 WTO農業交渉に関する意見書提出の請願
- ” 22 議案説明
- ” 23 監査委員報告
- ” 24 質疑
- ” 25 予算特別委員会設置
- ” 26 決算特別委員会設置
- ” 27 委員会付託
- 散 会

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第3回定例会日程

平成15年9月4日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 4日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会 付託案件審査	議 場
9月 5日(金)	休 会			
9月 6日(土)	休 会			
9月 7日(日)	休 会			
9月 8日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月10日(水)	休 会			
9月11日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月12日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
9月13日(土)	休 会			
9月14日(日)	休 会			
9月15日(月)	休 会			
9月16日(火)	休 会			
9月17日(水)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
9月18日(木)	休 会			
9月19日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから平成 15 年第 3 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、9 月 1 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 6 番松田 孝議員、18 番内藤 明議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 9 月 19 日までの 16 日間といたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 16 日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第 3、諸般の報告であります。

定例監査結果等報告について、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 4、議第 37 号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 37 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の興隆発展に寄与され、市政に功勞のあった方々について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

佐藤 清氏は、昭和 62 年 5 月に市議会議員に当選、以来 16 年間の長きにわたり議員として市議会議長、副議長、建設常任委員会委員長を歴任され、市民福祉の向上と市政発展のため尽くされました。

伊藤昭二郎氏は、昭和 50 年 5 月に市議会議員に当選、通算 24 年間余の長きにわたり議員として予算特別委員会委員長、総務常任委員会委員長、文教経済常任委員会委員長を歴任され、市民福祉の向上と市政発展のため尽くされました。

両氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。また、この件につきましては、去る 8 月 19 日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申しあげるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 6、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 37 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 37 号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 37 号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 37 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 37 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 37 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 8、認第 1 号から日程第 21、請願第 3 号までの 14 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 22、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 御説明申し上げます。

初めに、認第 1 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 14 年度の市立病院事業は、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として、地域住民の医療ニーズにこたえ患者中心の医療を遂行するため、高度医療器械の導入、更新を計画的に進め、また業務内容についても常に見直しを行いながら質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、頸部エコー装置等の新規導入、患者情報モニタリングシステム、血液ガス分析装置などの更新を行い、受診動向に即した医療機器整備を進め、診断、治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、診療報酬のマイナス改定があったものの、患者数の増加により外来収益、入院収益とも増加し、医業収益としては前年度対比で 7% の増加となりました。一方、医業費用では経費は減少しましたが、給与費、材料費、減価償却費などの増により 7.6% の増加となりました。以下決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。収入については、病院事業収益は 26 億 6,432 万 9,684 円で、そのうち医業収益は 24 億 3,006 万 6,915 円、医業外収益は 2 億 3,426 万 2,769 円であります。これを前年度と比較して見ますと、医業収益は 1 億 5,895 万 7,038 円の増加で 7% の増、医業外収益は 108 万 3,612 円の減少で 0.5% の減、病院事業収益では 1 億 5,787 万 3,426 円の増加となり、6.3% の増となりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は 27 億 423 万 3,737 円で、そのうち医業費用は 26 億 3,858 万 9,425 円で、医業外費用は 6,532 万 9,204 円であります。対前年度比較では、病院事業費用は 1 億 8,303 万 4,684 円の増加、7.3% の伸びとなりました。これにより収益的収支において 3,990 万 4,053 円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入については 2,967 万 5,000 円で、内訳は企業債 2,600 万円と他会計負担金 367 万 5,000 円あります。支出については 1 億 6,482 万 42 円で、内訳は建設改良費 3,099 万 6,000 円と企業債償還金 1 億 3,382 万 4,042 円あります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 1 億 3,514 万 5,042 円となりますが、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんいたしました。

損益計算書では経常収益 26 億 6,432 万 9,684 円に対し、経常費用 27 億 391 万 8,629 円となり、3,958 万 8,945 円の経常損失となり、これに特別損失 31 万 5,108 円を加えた 3,990 万 4,053 円が当年度純損失となりました。

剰余金計算書については、減債積立金 200 万円を企業債の償還に充てたほか、繰越利益剰余金が 782 万 562 円ありましたが、当年度純損失を生じたことから、当年度未処理欠損金が 3,208 万 3,491 円となりました。

欠損金処理計算書については、当年度未処理欠損金 3,208 万 3,491 円を翌年度繰越欠損金とするものです。

その他資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に向け努力してまいります。

次に、認第 2 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 14 年度の水道事業は、前年度に認可を受けた第 4 次拡張事業の本格的な推進の年度として、建設改良

事業に着手するとともに、良質水の安定供給の確保及び水道水の有効利用、健全経営の維持などを重点目標に事業運営を進めてまいりました。

建設改良事業では、第4次拡張事業における主要な建設工事として、木の沢配水池増設工事、配水管布設工事、中央監視設備の更新などを実施しました。また、下水道工事等の公共事業に並行して、配水管布設工事等に積極的に取り組むとともに、配水管の維持管理、自己水源の保全、漏水調査など経営基盤の強化を図りながら市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全経営の維持に努めてきたところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。収入面では、公共下水道の普及に伴う使用水量の増や、世帯数の増加による給水件数の増加がありましたが、全体の有収水量が減少したため、給水収益は前年度比2.1%の減となり、水道事業収益総額は12億2,792万2,712円で、対前年度比1.8%の減となりました。一方、支出面では、経費の節減と予算の効率的な執行を図りながら健全経営に努め、水道事業費用総額は9億6,150万5,422円で、対前年度比1.8%の減となりました。この結果、収益的収支では、差し引き2億6,641万7,290円、収益が費用を上回る場所となり、純利益として2億3,994万8,443円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は企業債、工事負担金及び補助金で、収入総額は2億3,649万9,409円となりました。支出は、建設改良費が5億5,221万8,450円、企業債償還金は1億4,029万6,551円で、支出総額は6億9,251万5,001円となりました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,601万5,592円については、過年度分損益勘定留保資金82万9,851円、当年度分損益勘定留保資金2億1,499万2,038円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億1,400万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,619万3,703円で補てんいたしました。

次に、平成14年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は、2億9,659万5,718円ありますが、このうち減債積立金に5,000万円、建設改良積立金に2億円を処分しようとするものであります。その結果、4,659万5,718円が翌年度繰越利益剰余金となります。その他剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況等については、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上、2件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第38号平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金、除雪経費、最上川寒河江緑地整備工事費及び全国大会等出場補助金等の追加並びにさくらんぼ生産振興事業費、小中学校の耐震化優先度調査業務委託料などを計上するものであります。その結果、4億6,612万4,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ143億7,662万4,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第1款議会費については、議員定数の削減による議員報酬等の減額が主なものであります。

第2款総務費については、過年度分市税過誤納金還付金363万6,000円の追加等が主なものであります。

第3款民生費については、児童手当負担金返還金を追加計上するものです。

第4款衛生費については、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された3億2,186万3,000円を追加計上するものです。

第6款農林水産業費については、さくらんぼ生産振興事業費として750万円、果樹産地強化緊急対策実践事業費として550万円を計上するほか、土地利用型農業活性化対策推進事業費136万5,000円、森林病虫害防除業務費102万円の追加等が主なものです。

第7款商工費については、市産業立地促進資金貸付金 4,290 万円を追加計上するものです。

第8款土木費については、古河江横道線街路事業費 1,098 万 7,000 円を減額するほか、除雪経費 6,712 万円、最上川寒河江緑地整備工事費 1,083 万 7,000 円、公園緑地樹木維持管理業務費 926 万 3,000 円の追加等が主なものです。

第10款教育費については、小中学校の耐震化優先度調査費として 300 万円、受電設備改修工事費などとして 620 万円を計上するほか、障害児学習援助事業費 450 万円、全国大会等出場補助金 127 万 7,000 円の追加等が主なものです。

これら歳出予算に対する歳入については、市債 620 万円を減額し、地方交付税 4 億 239 万 3,000 円、国・県支出金 2,668 万円、諸収入 4,325 万 1,000 円の追加で対応することにいたしました。

次に、議第 39 号平成 15 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、療養給付費交付金の返還金として 913 万 2,000 円を追加計上するものであります。その歳出予算に対する歳入については、療養給付費交付金繰越金 913 万 2,000 円を追加し対応することにいたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 32 億 3,513 万 2,000 円となるものであります。

次に、議第 40 号平成 15 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険事業の財政運営の安定化を図るため、介護保険給付費準備基金積立金 864 万 3,000 円、平成 14 年度の介護保険給付費国庫負担金等返還金 705 万 2,000 円を計上するものであります。これら歳出予算に対する歳入については、繰越金 1,569 万 5,000 円を追加し対応することにいたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 19 億 8,369 万 5,000 円となるものであります。

次に、議第 41 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、医療機器の整備に伴う建設改良費の追加計上など、所要の補正を行うものであります。その結果、収益的収入及び支出総額で 27 億 8,356 万 9,000 円、資本的収入総額で 6,662 万 6,000 円、支出総額で 2 億 2,920 万円となるものであります。

以下、補正予算の概要について御説明申し上げます。

収益的収入については、医療事故の損害賠償に伴い、新たに特別利益を設け 194 万円を計上し、収益的支出については特別損失に 194 万円を追加計上するものであります。

資本的収入については、老朽化した電動式骨手術器械の更新等を行うため、企業債に 2,000 万円を追加計上し、資本的支出については建設改良費に 2,000 万円を追加するものであります。

次に、議第 42 号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、同法の引用箇所について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 43 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、罰金の額について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 44 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正により期日前投票制度が創設されたことに伴い、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額を新たに定めようとするものであります。

次に、議第 45 号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

日本郵政公社法等の制定による道路法施行令の一部改正に伴い、占用料の減免に係る規定の整備等を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 46 号寒河江市法定外公共物管理条例の制定について御説明申し上げます。

国有財産特別措置法の一部改正に伴い、国から譲与を受ける法定外公共物について、その管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議第 47 号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

平成 14 年 11 月 13 日、寒河江市立病院で大腸内視鏡検査を行った際、横行結腸で穿孔し、汎発性腹膜炎を発症させた医療事故について、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第 48 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

寒河江みずき団地造成事業により、新たに都市的住環境が整備された市街地が形成されることから、大字寒河江字石田及び字横道の地域について、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、11 案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

監査委員報告

佐竹敬一議長 日程第 23、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際簡略をお願いいたします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成 14 年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第一、審査の対象になりました会計は、平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の 2 会計決算であります。

第二、審査の方法であります。平成 15 年 6 月 13 日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財政状態を適正に表示しているか、計数に誤りがないかを重点的に、さらに会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、本年 3 月 31 日に行った実地棚卸しに立ち会い、現物の確認をいたしております。

第三、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を分析した結果につきましては、後日開催されます決算特別委員会において御報告申し上げることを御了承願います。報告を終わらせていただきます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第 24、これより質疑に入ります。

認第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 38 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 39 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 40 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 41 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 42 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 43 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 44 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 45 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 46 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 47 号に対する質疑はありませんか。那 須 稔議員。

那須 稔議員 議第 47 号について少々お聞きをしたいと思います。

このことにつきましては先般新聞等でも報道されておりますので、その内容につきましてもわかっているわけでありませぬけれども、先ほども市長の方からそれぞれ話がありました。横行結腸の方に、検査をしている最中に穴があくというような事故ということでありますけれども、非常に新聞等で大きく取り上げられましたので、医療ミス、医療過誤ということのような話に市民の間ではなっているようでありませぬけれども、その辺の実態について、どういうふうな内容になっているのか。今回の事故を受けましてどういうふうな思いをされているのか、1点お聞きをしたいと思います。

それから、病院の方ではそれぞれいろいろな医療過誤、医療ミスを防ぐためにいろいろと取り組んでいらっしゃるのではないかなと思いますけれども、いろいろな委員会やらあるいはMRM委員会などを開きながら、ヒヤリハットなどを含めながらいろんなふうにやっていらっしゃると思うんですけれども、その辺の活動状況、今回の場合は医療ミスというのではなくて事故というように私も思っておりますけれども、その辺どういうふうに取り組まれておるのか、その辺を含めながらお答えをお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは二つのことについて質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思いま

す。

初めに、医療事故の中身といいますか、その解釈の仕方といいますか、今回の事故に関してでもありますが、それについて最初に説明申しあげたいと思います。

身近な例で説明を申しあげますと、例えばよく病院に行きまして、いろいろな検査をするために、血液検査をするために採血をするというような場合がよくあります。それで、通常は1回で血管に注射の針が入りまして、そこから血をとるということで普通終わるわけですがけれども、私のように太った方とか、あるいは血管の細い方とか、そういう方については1回目でなかなかうまく針が刺さなくて、2回とか3回目でうまく針が通りまして採血をするというようなことがありますけれども、初めに針を刺したことによって中に当然毛細血管がありますので内出血等をしますけれども、これについては1回目の針を刺したこと自体が医療事故というような形で、医療事故という定義は診療行為等によって、患者さんに有害な事象が起こったことがすべて医療事故となるわけでありませぬ。

それで、次に医療過誤という、いわゆる一般的には医療ミスという形で呼ばれていますけれども、これについては同じ注射でも、この注射を本来静脈に薬剤を注入するために注射をするところ、誤って例えば動脈にしてしまった、あるいは誤って皮下、いわゆる血管でないところにしてしまった、ないしは別な薬剤を誤って注射をしてしまった、こういうものについては医療過誤、一般的には医療ミスと言っておりますけれども、医療事故という大きなくりの中の一つの分野で、明らかに医療従事者、お医者さんを含めて医療従事者の方で誤りがあったものについては医療過誤というふうな形で、定義が一般的になされております。

今回の内視鏡の検査につきましては、執行した医師については手順どおりといいますか、標準的な手順に従って、いわゆる劣悪な器具を使ったとか、別な操作を間違えてしてしまったとか、そういうことでなくてやっておりますので、そういう意味では医療事故というような形で院内の中では考えているところです。

具体的に申しあげますと、大腸の内視鏡検査の場合は、大体3センチから5センチの大腸の中に約1センチのファイバースコープと申しますか、内視鏡をずっと通して大腸の中をずっと探っていくわけですがけれども、当然手元で内視鏡の先の方を曲がるところは曲げながらしていきますけれども、3センチといっても全然、前の晩と次の日のする前に全部腸内を洗浄するといいますか、簡単に言えば下剤できれいに流してしますので、腸がべたとなった状態に空気を入れながら膨らましながら、3センチないし5センチのところを、くしゃくしゃ曲がっているところを内視鏡が入っていくということになりますので、どうしても中で内視鏡の先端部分がこすれたり、あるいはひっかかたりするようなことは往々にしてあることなわけですね。

そういうことからたまたま穿孔という字のイメージもありますので、特に報道機関等に私の方で全部穿孔ということで正式な字句で説明をしましたので、大腸に穴があいたというぽっかり穴があいたようなイメージでとらえられていますけれども、現実的には内視鏡の先端部分が腸の壁が約1ないし2ミリの薄い膜ですがけれども、その膜にこすれてひっかかって、そこが約1センチ程度切れてそこから腸の粘液がしみ出した、これを医学的な用語ですが穿孔という言葉であらわしますので、ぽっかり穴があいてしまったようなイメージになりますけれども、事故の内容としてはそういうことだったので、基本的にはいろいろな人の議論で、それをも医療過誤のうちの一つだと唱えられる方もおられます。いろいろな方がおられますが、ただ、病院の中では、一応医療従事者の中では、それは基本的には一般的には医療事故の段階であるというような形で考えているところです。

ただ、患者さんにとりましては当然事故であれ過誤であれ、そこに現実的に傷ができてしみ出して腹膜炎を併発していますので、その後の治療上の措置とか当然しなければなりませんし、腹膜炎というイメージは皆さんも昔よく盲腸が破れたような場合に、腹の中に広がってそれが腹膜炎を起こして敗血症で死亡するというふうな事態まで当然想定されますので、すぐその後の措置を必要としますので、なおかつ患者さんについては一方的にやはり損害をこうむっておりますので、損害賠償になるというような形になります。

あと2番目の市立病院のこういうことに対する対応の仕方ですけれども、病院の中には医療安全管理指針といういわゆる方針を立てております。この中で医療安全管理委員会とMRM委員会、正式にはメディカル・リスク・マネジメント委員会といいますけれども、こういう二つの組織をつくりまして、特に医療事故については医療事故対応ガイドラインというマニュアルをつくりまして、それに基づいて対応しております。

今回の場合にはこの事故が起きましたので、すぐ執行した医師から事故の報告書を提出していただきまして、それに基づいて院内の中でいろいろ調査、話し合いを内科の医師が行いまして、その結果に基づいて11月13日が事故が起こった日ですけれども、11月19日に院内で医療安全管理委員会を開催しまして、内容、対応等について協議をしております。そういうことから、とにかく患者さんについては誠意を持って対応していくというような形で方針を決めまして、対応に当たってきております。

具体的には67日間の入院がありまして、その後ずっと通院をしております、ことしの8月ころになってやっと患者さんの状態が事故の前の状態に近いくらいに少しずつ軽快をしてきましたので、患者さんの方と話し合いをずっと持っております、結果的には大体同じ状態に近づいたということから、8月26日に自治法の規定により議会の議決により発効するという別紙条件付きの示談書の取り交わしをしていたところです。

以上です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 今、事務長から詳しい説明がありましたけれども、今回の医療事故については当然本人のいろいろな腸の状況もあるかと思えますけれども、非常に穴のあきやすい状況にあったということで、穿孔結腸ということのような話がありましたけれども、医療事故、医療ミスというような見方もあるようでありまして、私はこれは避けられなかったことで、やはり医療事故ではないかなと思っております。

そういう意味で、まずは病院の方は医療過誤、ミス、これを防ぐためには先ほどもあったんですけれども、病院の安全管理委員会なりあるいはMRM委員会等のヒヤリハット、それを十分に駆使して医療ミス事故を防いでいるのではないかなと思えますが、これは1対29対300という数字、これは安全の方でよく使われるんですけれども、ハインリヒの法則といいまして300の不安全な状態あるいは行動があれば、29の軽小の事故があると。それをほうっておきますと1件の大きな重大災害につながるというような法則があるようでありますので、その辺も踏まえながら病院の方ではヒヤリハットをしているようでありますので、今後市民の期待にこたえられる病院ということから、医療ミス、医療過誤は未然に防げるということで期待をして質問を終わります。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第 25、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 38 号については、議長を除く 20 人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 38 号については、議長を除く 20 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第 26、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 19 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 19 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 27、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委員会	付 託 案 件
総務委員会	議第 4 2 号、議第 4 3 号、議第 4 4 号、議第 4 8 号
文教厚生委員会	議第 3 9 号、議第 4 0 号、議第 4 1 号、議第 4 7 号
建設経済委員会	議第 4 5 号、議第 4 6 号、請願第 3 号
予算特別委員会	議第 3 8 号
決算特別委員会	認第 1 号、認第 2 号

散 会

午前 10 時 16 分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。